一時避難場所整備緊急促進事業

（住宅・建築物防災力緊急促進事業）

水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備に対して支援を行う。

補助要件

○20人以上の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること

○浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること

○耐震性を有すること（建築基準法適合）※1

※1　津波に関する避難場所の新築については、耐震等級2以上

○通常在館者分と避難者分の食料・水等を３日分備蓄可能であること

○通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫について、次のいずれかに該当するものであること

- 基礎事業※2として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
- 事業の整備前に基礎事業※2として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
- 都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により適切に維持管理されると認められるもの

※2　自家用分（通常在館者分）に係る施設・設備の整備費

事業着手期限

令和８年３月３１日までに着手された事業

対象建築物

地方公共団体と避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

補助対象事業費

避難者を受け入れるために付加的に必要となる、下記の整備に要する費用**（掛かり増し費用）**

○受入スペース

○防災備蓄倉庫

○受入関連施設（非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）等）

耐震性貯水槽

非常用発電機

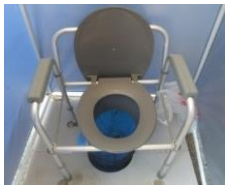

マンホールトイレ

止水板

補助率

①民間事業者が整備主体の場合（国：2/3、地方：1/3）

掛かり増し費用	国（2/3）	地方（1/3）
自家用分に係る施設･設備の整備費	既存支援制度を活用 ・負担割合は各支援制度による。	

②地方公共団体が整備主体の場合（国：1/2）

掛かり増し費用	国（1/2）	地方（1/2）
自家用分に係る施設･設備の整備費	既存支援制度を活用 ・負担割合は各支援制度による。	